

諏訪圏工業メッセにおける新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応マニュアル

令和3年5月7日策定

令和3年8月9日改訂

諏訪圏工業メッセ実行委員会

1 主催者等による入場時の体調確認にて体調不良者を発見した場合の対応

入場口にて、「風邪の症状、37.5度以上の熱、倦怠感(強いだるさ)呼吸が困難(息苦しい)」の症状がある体調不良者を発見した場合、入場を断り、帰宅を促す。

体調不良者の事前登録情報を確認する。

2 催事中に体調不良者が発生した場合の対応

催事中に「風邪の症状、37.5度以上の熱、倦怠感(強いだるさ)呼吸が困難(息苦しい)」の症状のある体調不良者が発生した場合、帰宅を促す。

体調不良者の事前登録情報を確認する。

3 催事後にコロナ罹患者が発生した場合の対応

催事後に、コロナ罹患者に関して各保険事務所から主催者に寄せられた協力依頼には、罹患者の来場日時等を確認し、適切な対応を行う。

公表方法等を含めたその後の対応等については、主催者と諏訪市で協議する。

4 休息スペース

- ・休息スペースは、「風邪の症状、37.5度以上の熱、倦怠感(強いだるさ)呼吸が困難(息苦しい)」の症状者以外の体調不良者の休息スペースとするが、必要に応じて発熱者の休息(隔離)スペースとする。
- ・発熱者の休息(隔離)スペースとして使用した場合は、使用后十分な換気を行い、体調不良者の接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ等)の清拭消毒を行う。
- ・休息スペースでの医師・看護師による対処は無い。
- ・休息スペースは医療施設ではないため、重症の方は近隣の病院での受診を促す。
- ・休息スペース使用表への記入。

【休息スペースの備品】

- ・AED
- ・痛み止め、胃腸薬など市販の薬
- ・椅子等

※本マニュアルの作成と実施に当たっては、メッセ会場の所有者である諏訪市と協議をしながらすすめる。

※上記「主催者」とは、諏訪圏工業メッセ実行委員会又は、同時開催・関連イベント主催者をいう。